目黒区立鷹番小学校いじめ防止基本方針

平成２７年１２月２５日作成
令和　７年　４月　１日改訂
鷹番小学校 校長 板木　孝悦

学校におけるいじめ問題を克服し、児童の個人の尊厳を重んじ、児童同士が互いの人権を尊重し合うという目的の下、目黒区いじめ防止対策基本方針に基づき、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携し、いじめの防止等（いじめの未然防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処）のために対策を相互的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。

１　いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの様態）
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

２　いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けたいじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、重大な人権侵害であるとともに、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

３　いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童の生命を重大な危険におとしいれたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものであることから、いじめは重大な人権侵害であるとともに絶対に許されない行為であり、いじめを防止するために、広く社会全体で取り組む必要がある。

また、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得るものとの認識に立ち、区、学校、保護者、区民等及び関係機関がその責務を自覚し、一丸となって、いじめの防止等に主体的に取り組み、連携を図る必要がある。以上のことを踏まえて、次の理念に基づき、いじめの防止等に取り組んでいかなければならない。なお、いじめの防止等に取り組むに当たっては、関係する児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に取組みを進めていく。

（１）いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がい

じめを絶対に許さないことを自覚するように促す。

（２）いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守る取組を徹底する。

（３）児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

（４）学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

（５）社会総がかりで取り組む

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするために、目黒区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会聡がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するように努める。

４　いじめ防止に向けての役割や責務（目黒区いじめ防止基本方針より）

いじめの防止等のため、児童は主体的にその役割を果たし、また、区、学校、保護者、区民等及び関係機関はその責務を果たすよう、次のように取り組む。

(1)　児童の役割

ア　児童は、いじめやいじめを防ぐことについて考えたり、話し合ったりすることを通して、いじめを許さないという意識を培うとともにいじめを許さない態度を身に付けるよう努める。

イ　児童は、他の児童に対して心理的・物理的な苦痛を与える行為を行わないようにする。

ウ　児童は、他の児童から心理的・物理的な苦痛を感じる行為を受けた場合は、一人で悩むことなく、家族や教職員などの周囲の大人に相談するよう努める。

エ　児童は、他の児童がいじめを受けているのを見た場合は、見て見ぬふりをせずに、家族や教職員などの周囲の大人に相談するよう努める。

(2)　区の責務

ア　区は、条例及び区基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を設置する。

イ　区は、いじめの未然防止に必要な施策を総合的に計画して実施する。

ウ　区は、いじめの早期発見、いじめへの適切な対処を図るため、いじめを受けた児童に対する支援及びいじめを行う児童に対する指導・支援を行うための教育相談体制の充実、関係機関等との連携体制づくりを行う。

エ　区は、いじめを受けた児童といじめを行う児童が同じ学校に在籍しない場合であっても、それぞれの学校においていじめを受けた児童に対する支援及びいじめを行う児童に対する指導・支援が適切に行われるよう、当該学校相互間の連携協力を図るために必要な措置を講じる。

オ　区は、学校の教職員のいじめに対する鋭敏な感覚を高めるための研修体系を整備し、その資質・

能力の向上を図る。

(3)　学校の責務

学校は、条例の基本理念にのっとり、区、保護者、区民等及び関係機関と連携協力し、いじめの防止等に積極的に取り組むものとする。

なお、学校においては、次のアからカまでの取組みを実施する。

ア　学校は、校長のリーダーシップの下、基本理念にのっとり、学校いじめ防止基本方針を策定し、全ての教育活動を通じて児童の豊かな情操や道徳心、心の通いあう人間関係を構築する力を育成し、自己有用感を高めるために、人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ　学校は、いじめについて考えたり、話し合ったりする活動の場を設定し、いじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを受けたり、いじめを見たりしたときに自分の気持ちを表現するための円滑なコミュニケーションが行えるよう、日頃から言語活動の充実を図る。

ウ　学校は、教職員による児童の様子の見守りを行うことや、アンケート等を活用していじめの早期発見に努めるなど、組織的な対応に努める。

エ　学校は、地域住民や保護者へいじめの未然防止についての啓発活動を行い、地域全体でいじめの未然防止に取り組めるように努めていく。

オ　学校は、いじめを発見した場合、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、適切かつ迅速にいじめの解決を図るとともに、いじめを受けた児童を守る取組みを徹底する。

カ　学校は、いじめを受けた児童を守るとともに、いじめを行った児童を、教育的配慮の下、いじめに至った背景などを理解し、適切に指導する。

(4)　保護者の責務

ア　保護者は、その保護する児童について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童がいじめを行わないよう、規範意識を養うための教育等に努める必要がある。

イ　保護者は、その保護する児童がいじめを受け、又はその疑いがあると思うときは、区、学校及び関係機関と連携を図るなど適切にいじめからの保護に努める必要がある。

ウ　保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力するよう努める必要がある。

(5)　区民等の責務

ア　区民等は、地域全体で児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努め、区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力していく必要がある。

イ　区民等は、地域全体で児童の成長や生活に関心をもち、いじめの兆候があると思われるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供し、連携していじめの未然防止・早期発見に努める必要がある。

(6)　関係機関の責務

ア　関係機関は、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ　関係機関は、児童のいじめ問題の解決に向けて積極的に取り組んでいくとともに、区及び学校と相互に連携を図り、いじめの防止等に努める。

5　組織等の設置

学校は、法第２２条に基づき、いじめ対策についての組織としての「学校いじめ対策委員会」を設置

する。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策についての意志決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。いじめ問題には、学級担任が個々に取り組むのではなく、組織的に対応していく。また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

（1）「学校いじめ対策委員会」の構成

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため校長・副校長・生活指導主任・教務主任（主幹）・養護教諭・スクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（2） 学校いじめ対策委員会の役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次のような対応を組織的に行う。

ア　学校基本法に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成
イ　具体的で実行性のある校内研修会の企画
ウ　実態把握や情報収集
エ　いじめが生じた際の指導や支援の体制や対応方針の決定等組織的な対応
オ　いじめ事案に関する事実関係の調査
カ　再発防止に向けた取組の実施

なお、当該組織は、学校基本方針の策定及び見直し、各学校で計画した取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめ防止等の取組みについて、ＰＤＣＡサイクルで検証する。

（3）学校サポートチームの構成員

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員・児童委員、主任児童委員・学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

6　学校におけるいじめの防止等の取組み

学校におけるいじめ防止等の取組は、いじめられた児童の心に寄り添った対応を第一に考えて取組んでいくことが何よりも大切である。併せて、加害側の児童に対しても指導をしっかりと行う。ただ、「いじめの禁止」を繰り返し指導するだけでなく、なぜそのような考えをもったり行為を行ったりしたのかを十分に聞き取り、必要に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施するなど、加害側の児童が二度といじめをしないように粘り強く指導をしていく必要がある。取組みに関しては、学校の実情に応じて独自の取組みを充実させる。

（1） いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げる取組みを計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

ア　「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセル

フチェックや校内研修の実施を通した教員の資質向上

イ　人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成

ウ　授業改善プランの作成・実施をとおした丁寧で分かりやすい授業の実践

エ　言語活動、体験活動等を通したコミュニケーション能力の育成

オ　学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成

カ　学級活動（係活動や班活動等）の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に向けた支援

キ　委員会による学校生活をよりよいものにする活動の実施・充実

ク　縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実

ケ　いじめについて、児童が主体的に考える未然防止等の活動の充実

コ　「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組みの充実

サ　児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

（２）いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのためには、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。併せて、学校は定期的なアンケート調査、教育相談等いじめを見つけるため、次のような積極的な取組みを行う。

ア　定期的なアンケート調査の実施

学校は年２回以上の記名によるアンケート調査及び年１回以上の無記名による調査を行う。

イ　定期的な個人面談の実施

学校は、児童と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、児童の表情を見ながら、本人や友人のこと、学級、部活動のことなどを把握する。

ウ　全教員による校内巡回等をとおした児童の観察

学校は、学級経営を学級担任まかせにせず、管理職、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行い、複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

エ　学校だよりや保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校だよりや保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

オ　保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

カ　児童館、学童保育クラブ及びランドセル広場との連携

放課後における児童の様子について把握するため、学校は、児童館、学童保育クラブ及びランドセ

ル広場に対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

(3)　いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

ア　いじめを受けた児童に対する事情や心情の聴取及び児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

イ　いじめを行った児童に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援をする。

ウ　いじめの実態調査等を踏まえた、いじめの実態把握をする。

エ　いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察への相談・通報、連携を行う。

オ　いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づくいじめの解決のための適切な対応方針の決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化を図る。

カ　把握した情報に基づく記録の作成と教育委員会への提出及び連携を行う。

キ　いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守りをする。

(4)　特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのためには、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、次の点に意識しながら特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

ア　交流学級担任と特別支援学級担任の連携

イ　教員の目が行き届く見守り体制づくり

ウ　全教職員での情報共有

(5)　インターネットを通じて行われているいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、**ＳＮＳをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめ**の防止及び効果的に対処されるようにする。

ア　インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の実施

イ　インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する家庭への啓発

ウ　インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携

(6)　鷹番小学校いじめ防止に向けた年間計画

※学校いじめ対策委員会は毎週金曜日の生活指導夕会時に位置付ける。

	児童	教職員	保護者等	留意事項等
４月	・学級開き ・新入生を迎える会 ・学級目標づくり	・学年間引継 ・基本方針確認 ・ＳＣ紹介	・保護者会 ・学校だより	・年度当初のいじめに関する共通理解の徹底。
５月	・ＳＣによる５年全員面接 ・Ｉ check	・ＳＣとのコンサルテーション ・Ｉ check による学級の実態の確認・指導	・ＰＴＡ総会	・全員面接でのＳＣとの連携の確認と情報共有化
６月 ふれあい月間	・学校生活アンケートの実施（記名式） ・ｓｔｏｐ！いじめ私の行動宣言の作成 ・「思いやり」等の道徳の授業の実施	・stop！いじめ私の行動宣言への指導 ・校内研修会実施（いじめに関わる授業について等）学校いじめ問題対策（ピンクのファイル）を活用する	・学校公開	・アンケート等で把握した内容について即時対応（以後同様に対応） ・道徳の授業については、学習指導案（略案）を作成し、交換するなど、校内ＯＪＴの一環として取組む。
７月	・担任と児童の面談 ・SOS の出し方に関する教育（３～６年）	・児童及び保護者（全員）との面談 ・SOS の出し方に関する教育	・個人面談（全員）	・休業日前に SNS 等における指導を実施する。
８月		・校内研修会の実施 ・休業中・明けの情報収集		
９月	・学校生活アンケート（無記名） ・スマホや携帯等の使用についての学習 ・道徳・学級活動でいじめに関する授業	・スマホや携帯等の使用についての指導	・保護者会 ・学校公開	・年１回は無記名式の学校生活アンケートを実施する。
10 月	・前期の反省及び後期の目標 ・Ｉ check	・いじめや人権に関する授業 ・Ｉ check による学級の実態の確認・指導	・前期終了 後期開始	
11 月	・担任と児童の面談	・児童との面談	・学校評価を実施	
12 月	・めぐろ子ども会議の実施と報告	・めぐろ子ども会議参加への取組 保護者（希望者）との面談	・個人面談（希望者）	・学校評価における項目別結果を検討・分析
１月		・いじめにおける基本的事項の再確認をする。		・学校評価を踏まえて、いじめに対する今後の対応を検討
２月	・学校生活アンケート ・道徳・学級活動でいじめに関する授業	・児童の情報交換及び共通理解	・学校公開 ・道徳授業 地区公開講座	
３月		・学校いじめ防止基本方針の見直し・次年度の年間計画作成	・保護者会 ・修了式、卒業式 ・今年度のいじめ取組状況の報告	
通年	・縦割り班活動	・道徳教育の充実	・図書ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等積極的な学校教育への参加を促す。	・縦割り班活動を中心にして心の教育を推進する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

「児童の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

(ｱ) 児童が自殺を企図した場合

(ｲ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ｳ) 金品等に重大な被害を被った場合

(ｴ) 精神性の疾患を発症した場合

(ｵ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

相当の期間とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校及び教育委員会は重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に対応する。

（２） 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、当該案件が重大事態であると判断した場合は、速やかに区長に報告する。

（３） 重大事態の調査主体と調査組織

いじめ事案に係る調査は、基本的には学校が行うものであるが、重大事態の調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合がある。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して調査を行う。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、又は人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を調査組織として調査を実施する。

（４）　重大事態の調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。なお、調査に当たっては、次の点に配慮しながら客観的な事実関係を正確に把握する必要がある。

ア　いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。その際、個別の事案が外部に明らかになったり、いじめを受けた児童の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。

この調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を迅速に止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

イ　いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

なお、調査は、民・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校と教育委員会が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態への再発防止を図るものである。

＜自殺の背景調査における留意事項＞

いじめがその要因として疑われる場合の自殺の背景調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

また、当該調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成２３年３月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(ｱ)　遺族からの要望・意見の聴取並びに遺族への配慮及び説明

(ｲ)　他の在校児童及びその保護者に対する配慮と説明

(ｳ)　詳しい調査の実施や調査結果の公表等に関する遺族への提案及び合意

(ｴ)　偏りのない資料や情報の収集及び総合的な分析評価

(ｵ)　分析評価における専門的知識及び経験を有する者の援助

(ｶ)　情報発信・報道対応におけるプライバシーに配慮した正確で一貫した情報発信・報道対応

（５）　その他留意事項

重大事態の対処に当たっては、上記のほか、以下の事項についても留意して対応する。

ア　事案の重大性を踏まえた、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応の検討

イ　関係のあった児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援

ウ　地域での児童の見守りや巡回等に関する民生委員、児童委員、主任児童委員等との積極的な連携

（６）　重大事態の調査結果の提供及び報告

重大事態の調査結果については、次のことに留意して結果の提供、報告を行う。

ア　いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して適時、適切な方法で提供する。

ただし、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ　重大事態の調査結果の報告

学校は、調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。その際に、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。